



特定最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

群馬労働局一般公示第 10 号

群馬地方最低賃金審議会は、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 5 項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、群馬県の区域内で製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和 7 年 9 月 12 日までに、群馬地方最低賃金審議会（前橋市大手町二丁目 3 番 1 号群馬労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和 7 年 8 月 26 日

群馬労働局長 上野康博



特定最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

群馬労働局一般公示第 11 号

群馬地方最低賃金審議会は、群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 5 項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、群馬県の区域内でポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和 7 年 9 月 12 日までに、群馬地方最低賃金審議会（前橋市大手町二丁目 3 番 1 号群馬労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和 7 年 8 月 26 日

群馬労働局長 上野康博





特定最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

群馬労働局一般公示第 12 号

群馬地方最低賃金審議会は、群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 5 項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、群馬県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和 7 年 9 月 12 日までに、群馬地方最低賃金審議会（前橋市大手町二丁目 3 番 1 号群馬労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和 7 年 8 月 26 日

群馬労働局長 上野康博



特定最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

群馬労働局一般公示第13号

群馬地方最低賃金審議会は、群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、群馬県の区域内で輸送用機械器具製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとする者は、その意見を記載した文書を令和7年9月12日までに、群馬地方最低賃金審議会（前橋市大手町二丁目3番1号群馬労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和7年8月26日

群馬労働局長 上野康博

